

買出人登録要領

(目的)

- 1 この要領は、青森市中央卸売市場（以下「市場」という。）の買出人の実態を把握することにより、円滑な取引を促進するとともに、場内の秩序維持を図ることを目的とする。

(買出人登録)

- 2 市場の仲卸業者より買出しをしようとする者は、市に登録するものとする。

(登録手続)

- 3 前項の登録を受けようとするときは、買出人登録届出書（様式第1号）を提出するものとする。

(登録台帳)

- 4 市は登録台帳を備付け、買出人登録届出書の提出があった場合はこれを審査し、登録が適当と認められる場合は、当該届出者を登録台帳に登録するとともに、買出人章を交付するものとする。

(買出人章の着用)

- 5 買出人登録者が市場に入場するときは、買出人章を必ず着用しなければならない。

(登録対象者)

- 6 登録対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 卸売業者又は仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの役員若しくは使用人ではない青果、水産物小売業者

- (2) 飲食店営業者

- (3) 青果及び水産物加工業者

- (4) その他市長が適当と認めるもの

(異動届)

- 7 登録者が次の各号に該当するときは、その旨直ちに届出なければならない。

- (1) 廃業したとき。

- (2) 届出者の名義を変更したとき。

- (3) 住所又は商号等を変更したとき。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成26年3月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和2年6月21日から実施する。

(様式第1号)

買出人登録届出書

年 月 日

青 森 市 長 様

(青果部 ・ 水産物部)

住 所

商 号

代 表 者

氏 名

電 話

⑩

青森市中央卸売市場買出人登録要領に基づき、買出人登録を受けたいので、別紙関係書類を添えて提出します。

添付書類

1. 住 民 票 1 通
2. 市 (区) 町村長の発行する身分証明書 1 通
(※ 法人の場合は、登記簿謄本 (履歴事項全部証明書))

上記届出について、青森市中央卸売市場買出人登録台帳に登録したので、当市場の買出人であることを証明する。

青市中卸第 号
年 月 日

青森市長 印